

2. 重点整備地区、特定経路（P. 70 に示す通り）

3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

(1) 鉄道駅舎等

整備項目	整備 目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者
e 設備・施設の改良					
券売機の車いす対応、IC化への対応					

・上記以外の設備についても、更新時にあわせてより使いやすくするための検討を行う。

(2) 駅前広場

整備項目	整備 目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者
a 誘導案内情報施設の整備					
路線図・料金表等の改良					
バス関連施設の設置・改良			( )		
b 設備・施設の改良					
ベンチ等の設置 <sup>注1)</sup>					

注1) 当該項目については、スペースの問題はあるものの、設置と運用について関係事業者で検討を行う。

(3) 道路等

整備項目	整備 目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者
a 既設道路の改良					
段差の改善					(市)
舗装面の改善					(市)
横断勾配の改善					(市)
街灯の整備			( )		(施)
道路照明灯の整備					
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良					
c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による 有効幅員の拡大					( ) (公)
d 障害物等の撤去・規制					
不法駐輪車両の撤去・規制 <sup>注2)</sup>	-			( )	( ) (商)
不法駐車車両の撤去・規制			( )		( ) (商)
商品・看板等のはみ出しに対する指導及び撤去 <sup>注2)</sup>	-			( )	( ) (商)
f 立体横断施設部の改良(歩行者用デッキ)					
エレベーターの運用時間の改善					
g 案内・誘導サインの設置・改良					

注2) 指導及び撤去については、継続的な施策であり、改善等も検討しながら推進を図っていく。

(4) 信号・交差点、交通規制

整備項目	整備 目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者
a 既設信号の改良					
歩行者青時間の延長等の改良					
視覚障害者用道路横断帯の設置 <sup>注3)</sup>					

注3) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。

< 凡 例 >		
整備目標時期	整備主体	その他事業者
: 今後5年間程度で対応	: 主な整備主体	(市): 堺市等
: 今後10年間程度で対応	( ): 連携が必要となる 主な事業者	(施): 施設管理者 (商): 商業者等 (公): 公益事業者